

老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、65歳から給付されます。

▼老齢基礎年金の受給要件

①保険料を納めた期間が10年以上必要です

老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に65歳から受給することができます。また、60歳までに受給資格期間を満たしていない場合、65歳までの方なら任意加入をすることができます。

②保険料を納めた月数で年金額が変わります

保険料を納めていない期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。

③お手続きは原則65歳からです

ご希望の方は、年金を受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」ができます。

・繰上げ受給

60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給できます。ただし、年金額が減額されます。

・繰下げ受給

66歳以降に繰り下げて受給できます。なお、年金額は増額されます。

※いずれの受給も一度決めた減額率や増額率は変更できません。

消費生活相談だより

その申し込み、定期購入についていませんか？

通信販売での「定期購入」に関する相談が消費生活相談窓口に寄せられています。気がつかないうちに定期コースに変更してしまうケースもあります。

▼相談事例

スマホで「定期縛りなし」「初回2000円」の美容液の定期コースの広告をみて、注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で定期コースの解約を伝えたら、「4回の購入が条件の定期購入コースの契約になっている」と説明された。

広告には「定期縛りなし」と記載されていた」と伝えたところ、「特別割引クーポン」を『利用する』のボタンを押してコース変更しているのので、4回約4万円分の商品を購入する必要がある」と説明されたが、納得できないため解約したい。

▼アドバイス

「最終確認画面」はスクロールして最後まで確認しましょう。

▼契約前のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？

▼年金額（令和6年度の額）

20歳から60歳になるまでの40年間、保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。なお、年金額（満額の場合）年金81万6000円（月額6万8000円）

▼請求手続きについて

①年金の請求手続きのご案内および年金請求書が事前送付されます

65歳の誕生日の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書を紛失された方は、土浦年金事務所または役場保険年金課窓口で年金請求書をお受け取りください。※共済組合に加入していた方は、加入していた共済組合にご相談ください。

②「年金請求書」を提出します

必要事項を記入し、**受給開始年齢の誕生日の前日以降**に提出してください。

※添付書類は配偶者の有無や年金加入状況により変わりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、土浦年金事務所・ねんきんダイヤルにてご確認ください。

▼年金事務所の予約申し込みについて

年金事務所への来訪相談や年金請求に関する手続きには、事前予約が必要です。「予約受付専用電話」へ申し込みの上、予約日にご来所ください。

▼問い合わせ先

・土浦年金事務所 お客様相談室（土浦市下高津2・7・29）

☎029・825・1170／自動音声に従って【1】のあとに【2】を押してください。

・予約受付専用電話

☎0570・05・4890

・ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

・保険年金課 医療年金係

☎68・2211（内線177）

年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】の方

知って得する農業者年金 安心で豊かな老後を

老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。農業経営の引退後も十分な収入を確保して安心した老後生活を送るためには、国民年金に上乗せした年金の受給が必要不可欠です。

▼農業者年金の加入資格者

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方（農業経営者、後継者、パートナーさんなど）なら広く加入できます。

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

▼メリット

- ・途中脱退も再加入も可能です
- ・支払が厳しく一時停止などをした場合は、脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。
- ・少子高齢時代に強い積立方式、確定拠出型です



全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国の農業委員会組織の活動、地方の農政・農業問題、経営に役立つ最新情報など、地域

商工会だより

収入印紙・収入証紙の販売

利根町商工会では、収入印紙、茨城県収入証紙の販売を行っています。パスポートの申請などでご入用の方はぜひご利用ください。

（注意）収入印紙、収入証紙は税金分類となりますので、ご購入は、原則現金払いのみとなります。

また、一度に五万円以上の購入をご希望の場合につきましては、在庫の都合もございますので、事前にお問い合わせください。

大利根交通バス回数券の販売

利根町商工会では、利根町の公共交通機関に分類される大利根交通バスの回数券販売を実施しております。

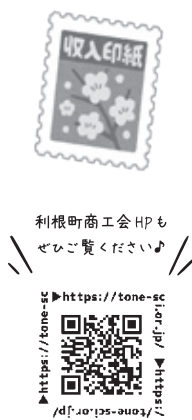
通勤、通学などで大利根交通バス回数券をご利用の方はぜひご利用ください。

（注意）大利根交通バス回数券のご購入は現金払いのみとなりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先

利根町商工会（利根町布川2947）

☎68・7417



保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数の影響を受けない、安定した制度です。

- ・通常加入の保険料は自由に選択でき、加入後いつでも変更できます
- ・月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）から6万7000円までの間で、千円単位で自由に選択できます。
- ・ずっと一定の収入が確保できる終身年金です
- ・80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金としてご遺族が受け取れます。
- ・税制面の優遇措置があるため所得税・住民税などが大きな節税になります
- ・保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。
- ・認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります
- ・農業の担い手の育成・支援のため、一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます。

の身近な話題をカラーの紙面で見やすくまとめてあります。

旬な食材を使用した簡単レシピや、プレゼントのコーナー、農政マンガやコラムなど、楽しめる記事も掲載されています。

【発行日】毎週金曜日

【購読料】月700円

▼申し込み・問い合わせ先

利根町農業委員会事務局

☎68・2211（内線437）